

しあわせの法律学入門

副所長 池田 眞朗



2018年の1月から2月にかけて、武蔵野大学法学部法律学科の3名の教授が、本学千代田サテライト教室で行ったシリーズ講義「しあわせの法律学」。私が担当したその第1回目の内容をこの研究所通信を通じてご紹介したい。講義の根本の狙いは、法律学は決して難解な学問ではなく、何よりも人々をしあわせにするための学問である、ということをも市民の皆さんに理解していただくところにあった。

それは、逆に言うと、民法など身近な法律の基本を理解していないと、人生にとんでもない不幸が訪れる、ということである。今回、講義の中心に取り上げたのは、個人保証の問題と、ビットコインなどの仮想通貨の問題である。

1. 保証—人生を狂わす大きなリスク

講義はまず、ある有名歌手が他人の多数の債務の保証人とされて巨額の負債を負った実話から始まった。そして、契約とその解釈について説明し、民法が保証契約をどのようなものとして規定しているかを解説した。基本は、保証契約とは、保証人になってくれと頼んできた債務者とする契約で

はなく、債務者にお金を貸す債権者と結ぶ契約であること、連帯保証というのは、債権者からの支払請求に対して、「保証人だから先に債務者に請求してくれ」と言えない、つまり債務者と全く同列の債務負担を負う者となることである。とりわけ問題なのは、夫の会社の債務を妻が保証するというような、配偶者保証の場面であり、これについては、2020年に施行される改正民法典でも保護を図っているがなお十分とは言えない。

2. ビットコイン—人生の新たな落とし穴

もう一つは、ビットコインなどの仮想通貨の話である。これは、法律学では金融法と呼ばれる分野の、イノベーションと規制のバランスの問題で論じられるものなのであるが、難しいことは抜きにして、素人がビットコインなどの仮想通貨を「投資」の目的で買うことは、非常に危険であるというお話をした。ビットコインなどの仮想通貨は、法定通貨の裏付けのない、単なる電子データに過ぎない。その主たる活用の目的は、巨額資金の海外送金などにあるのであって、乱高下は本来制御できず、素人が購入するのは、競馬のようなギャンブル以上にリスクの大きい「投機」なのである。

結びにあたっては、個人のしあわせから世界のしあわせ、地球の持続可能性へというお話をした。これから研究されるべきは、真の意味での「共生の法律学」なのである。